

「磁気探査機器性能審査制度」 審査機関の公募公告

1. 公募概要

磁気探査機器性能審査制度（以下、「本制度」という）は、沖縄県内の不発弾探査に使用されている磁気探査機器（両コイル式磁気傾度計）の性能を事前に審査し証明することにより、発注者、磁気探査機器所有者及び磁気探査履行业者の業務の合理化に資するとともに磁気探査業務の品質の確保を図ることを目的としている。

本公告は、沖縄総合事務局開発建設部長が「磁気探査機器性能審査制度」の適正な運用を図るため、審査機関の公募を行うものである。なお、県内の磁気探査企業が所有する磁気探査機器（両コイル式磁気傾度計）は約200機を想定している。

2. 実施予定期間

本制度による審査機関の指定期間は、以下のとおり予定している。

【指定期間】

指定期間については、沖縄総合事務局開発建設部長が「磁気探査機器性能審査要綱」に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為が認められた場合に、指定を取り消すことがあるが、基本的に毎年更新とする。但し、指定された企業において、更新が困難となった場合は、指定解除が出来るものとする。その場合には、指定解除予定年度の年度末の6ヶ月前までに協議を行うものとする。

3. 公募にあたっての資格要件

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局の平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格に関して、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請し、開札の日までに、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から審査機関決定の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するコンサル業者等又はこれに準ずるものとして、発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 中立公平性に関する要件

磁気探査業務を生業とする企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が所有する磁気探査機器については、当該性能審査を実施することはできない。

(6) 共同企業体での参加は認めない。

(7) 業務実施体制に関する要件

イ) 沖縄県内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

ロ) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

ハ) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(8) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成14年度から平成23年度末までに完了した業務（再委託による業務は含まない）において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）で実施した、各種審査制度等の企画立案、各種委員会等の運営に関する業務。

類似業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）で実施した、認定書または、証明書の発行等に関する業務。

注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4) 公益法人とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。
- (9) 次に掲げる資格のいずれかを有する予定管理技術者を、業務全般の統括を行う者として、指定期間中1名配置できること。
- ・技術士（総合技術監理部門（建設、応用理学）、建設部門または応用理学部門）
 - ・博士（工学）
 - ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
 - ・（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※2）
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。
- ※2 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり
- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種
 - ・近畿地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援技術者
 - ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種
 - ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種公共工事品質確保技術者

4. 本公告の問い合わせ先、公募要項交付及び申請書類提出先

(1) 問い合わせ先及び公募担当部署

〒900-0006

（住所）那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

課長補佐：新城

基準専門職：興儀

電話098-866-1904（直通） 内線（3312）（3320）

FAX 098-861-9914 Email shinjou711@ogb.cao.go.jp,

yogi711@ogb.cao.go.jp

(2) 公募要項交付

上記（1）担当部署において交付する。

(3) 公募要項交付期間

平成24年10月2日（火）から平成24年10月12日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から18時00分まで

(4) 申請書類の提出等

1) 提出先

4.（1）に同じ。

2) 提出方法

上記の担当部署へ持参または、託送（配達記録の残るもの）に限る。

3) 提出期間

4.（3）に同じ

5. 選定者の決定方法

選定者の決定方法は、公募要項に示す評定項目（①配置予定管理技術者の資格及び専門技術力 ②実施方針 ③技術提案）について評価を行い決定する。

6. 審査機関の指定

本制度の公募の審査結果において、選定者を本制度の審査機関として指定する。

7. その他

本制度の審査機関公募に係わる詳細は、公募要項による。

平成24年 10月 2日

沖縄総合事務局開発建設部長 中野則夫